

行政常任委員会報告

令和 6 年 2 月 22 日

午後 1 時 30 分開議

委員会室

◎ 日程

1 消防本部

- (1) 令和 5 年中における火災、救急救助等の出動状況について
- (2) 手数料条例の一部改正について

2 教育課

- (1) 工事請負契約の締結について
- (2) 指定管理者の指定について

3 建設課

- (1) 夕張市役所庁舎の整備に係る基本計画策定期間の延長について
- (2) 夕張市営住宅条例および夕張市賃貸住宅条例の一部改正について

4 市民課

- (1) 手数料条例の一部改正について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 指定管理者の指定について（ゆうばりはまなす会館）

5 保健福祉課

- (1) 夕張市健康増進計画 健康ゆうばり 21（第 2 次）について
- (2) 夕張市第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- (3) 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (4) 夕張市自殺対策計画（第 2 期）について

6 財政課

- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和 5 年度補正予算について（補正予算調書）

7 総務企画課

- (1) 夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
-

◎ 出席委員（7 名）

高 間 澄 子 君
荒 井 周 司 君
徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君
 君 島 孝 夫 君
 櫻 井 暁 君
 千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

◎出席者職氏名

議長	大 山 修 二 君
副市長	吉 崎 仁 司 君
教育長	小 林 広 明 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長	
	芝 木 誠 二 君
地域振興課長	菊 田 大 介 君
財政課長	板 垣 克 巳 君
財政係長	池 徳 嗣 君
建設課長	押野見 正 浩 君
建設住宅係長	草 野 憲 蔵 君
土木課長	阿 部 充 雅 君
上下水道課長	小 峰 健 一 君
市民課長	外 崎 伸 一 君
保健福祉課長	鈴 木 茂 徳 君
保健福祉課主幹	永 澤 綾 子 君
保健福祉課主幹	狩 野 弘 嗣 君
保健係長	馬 淵 知 美 君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平 塚 浩 一 君
教育課長	堀 靖 樹 君
消防本部消防長	石 黒 友 幹 君
消防署長兼消防本部予防課長	田 島 淳 君
消防本部総務課長	鈴 木 剛 士 君
消防署警防課長	松 倉 暢 宏 君
事務局長	佐 藤 浩 一 君
書記	山 下 倫 弘 君
書記	増 井 菜々実 君

【委員長挨拶】

(高間委員長)

それでは、開会に先立ちまして、皆様にお迎えがございます。

携帯電話等をお持ちの方は、マナーモードに設定してください。

ただいまから、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、副市長、総務企画課長のほか、説明員として、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育課、建設課、市民課、保健福祉課、財政課、総務企画課の順に報告を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

なお、財政課の財政再生計画の変更について及び令和5年度補正予算についての説明の際は、案件に関する担当課長の出席を求めますが、入替えにより分割して説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

順番は、初めに生活福祉課、教育課、消防本部、次に地域振興課、市民課、土木課、次に総務企画課、保健福祉課、財政課の案件といたします。

そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

(高間委員長)

それでは、消防本部より報告を受けて参ります。石黒消防長。

(消防長)

お疲れさまです。

(高間委員長)

お疲れさまです。

(消防長)

消防本部から2件、報告いたします。

1件目、令和5年中における火災、救急救助等の出動状況については松倉警防課長が、2件目、手数料条例の一部改正については田島署長が説明いたします。

(高間委員長)

松倉警防課長。

(消防署警防課長)

令和5年の救急救助等の出動状況を報告いたします。

火災の発生について、報告いたします。

資料 1 をご覧ください。

火災の発生件数ですが、建物火災 3 件となっております。建物火災の焼損程度は全焼が 1 件、部分焼が 2 件となっております。罹災世帯は、小損 1 世帯、罹災人員 2 人となっております。焼損表面積 32.2 平米、焼損床面積 60.1 平米、損害見積額 200 万 5,000 円となっております。

続きまして、救急・救助・ドクターヘリの出動状況を報告いたします。

資料 2 をご覧ください。

救急の出動件数は 559 件で、うち市外搬送は 256 件です。搬送人員は 470 人で、うち市外搬送は 256 人です。前年と比較すると、出動件数で 140 件、搬送人員で 109 人の増加となっております。救急事故種別で最も多かったのは急病で 358 件、299 人です。

続いて、一般負傷 84 件、72 人です。傷病程度別に見ますと、死亡が 21 人、重症が 56 人、中等症が 235 人、軽症が 158 人となっており、前年と比較すると、死亡、中等症、軽症が増加、重症が減少しております。

続きまして、中段の表ですが、救助の出動状況を報告いたします。救助の出動件数は 10 件、搬送人員が 9 人で事故種別が交通事故 9 件、その他の事故が 1 件です。

最後に、下段の表ですが、ドクターヘリの状況を報告いたします。要請件数が 18 件、搬送人員が 6 人です。なお、不搬送件数 12 件の内訳ですが、天候不良 10 件、日没 1 件、かかりつけ医療機関に陸送 1 件となっております。ドクターヘリの不搬送は 12 件ですが、全て救急車で医療機関に搬送しております。

報告は以上です。

(高間委員長)

田島予防課長。

(消防署長兼消防本部予防課長)

手数料条例の一部改正について、報告いたします。

資料 3 をご覧ください。

この条例改正の概要につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額について、地方分権推進計画に基づき定期的に見直しが行われているものであります。

今回の改正は、事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係わる手数料の標準額について改定を行うもので、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

に係わる手数料が改定されるものであります。

この条例改正案の施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとなっております。

報告は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

(工藤委員)

救急搬送の出動状況について、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思うのですが、出動件数について、今年度は 5 年度ですね、559 件と。前年 419 件に対して 140 件の増ということで、大きく 3 割ほど搬送の人数が増えているのかなというふうに思うのですが、これについては、消防としてはどういう受け止めをされているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

(高間委員長)

松倉警防課長。

(消防署警防課長)

工藤委員ご指摘のとおり、救急件数前年比 140 件増えております。主な要因として考えられることとして、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行で感染症拡大防止に伴う行動制限が緩和され、外出の機会が増えたということが一つかと。あと、高齢の傷病者の増加、また今年夏の記録的な暑さによって基礎疾患を持っている高齢者の救急要請がさらに増えたということが主な要因と考えております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(工藤委員)

ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

荒井委員。

(荒井委員)

資料 1 の 3 月の火災が 2 件あるのですが、これは同じものではなくて別の火事が 2 回あったということの受け止め方でよろしいでしょうか。

(高間委員長)

松倉警防課長。

(消防署警防課長)

3月の火災については、それぞれ別の火災であります。3月8日に発生した火災については建物火災ですが、場所にあつては南部地区の火災であります。もう一件については3月9日、紅葉山地区での建物火災となっております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長のほうからはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育課】

(高間委員長)

次に、教育課より報告を受けて参ります。

小林教育長。

(教育長)

お疲れさまでございます。

教育課から、工事請負契約の締結について及び指定管理者の指定について、2点報告がございます。一括して教育課長から説明をいたします。

(高間委員長)

堀教育課長。

(教育課長)

それでは、報告させていただきます。

初めに、報告事項 1、工事請負契約の締結について、ご報告申し上げます。資料 1 をご覧願います。

登録有形文化財である旧北炭夕張炭鉱模擬坑道については、令和 4 年度から復旧に向けた本格的な工事を進めておりましたが、スプリンクラーを含めた防災機能強化に係わる工法見直しが必要となったため、予定していた令和 5 年度中の竣工が困難となり、完成時期を令和 6 年度中へと延期したところでございます。

このたび、消火設備設置工事に係る入札執行を行った結果、記載のとおり契約を締結しようとするものでございます。

なお、本件につきましては、3 月定例市議会に提案いたしますので、ご承知おき願います。

報告 1 については以上でございます。

続いて、報告事項の 2、指定管理者の指定について、ご報告申し上げます。

資料 2 をご覧願います。

教育委員会が所管する夕張市民健康会館、夕張市営球場について、3 月 31 日をもって管理運営に関する協定期間が満了となることから、再度協定を締結しようとするものであります。

選定に当たりましては、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び施行規則により進めるとともに、現状や課題、これまでの実績を踏まえ、公募によらない候補者選定としたところでございます。

なお、本件につきましても、3 月の定例市議会にご提案いたしますので、ご承知おき願います。

以上でございます。

(高間委員長)

ありがとうございます。

では、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

千葉委員、ごめんなさい。

(千葉委員)

夕張市営球場の指定管理の件なのですけれども、利用状況はどんなものなのですかね。市外のチームも利用しているのか。例えば市内チームだけのものなのか、その辺が分かれば教えていただきたいのですけれども。

(高間委員長)

ごめんなさい、堀教育課長。

(教育課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

まず、入込数なのですけれども、令和 5 年度が 260 名ということで、その内訳については今、数字は持ち合わせていないのですけれども、3 分の 2 が今、市外だと思われ、チーム数の数からいうと。人数までは分からないですけど、チームのことでいうと、市外からが多いというふうにお見受けいたします。

(高間委員長)

よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

3 分の 2 が市外からということなのですけれども、その方たちは平和運動公園が利用が多くて使えないから市営球場を利用しているのかなのか、

ちょっと分かればお願いしたいのですけれども。

(高間委員長)

堀課長。

(教育課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

平和運動公園の稼働状況は、土日を中心に札幌からシニアリーグ、中学生の硬式のクラブが毎週リーグ戦が入っていますので、そういう理由から市営球場が比較的空いていますので、大人のチームの方が使われているような状況ということで承っています。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

一つ、いいですか。すみません。

資料1のスプリンクラーの件だったのだけれど、これが工期が令和7年2月14日ぐらいまでと。こうなると、例えば歴史村の模擬坑道の開設とか、それは私たち、去年来聞いていたのは6年の秋、9月頃と聞いていたのですけれども、また、さらに延びるということになるのですね。

教育課長。

(教育課長)

工期につきましては、長めに取ってあって、もしこれが少しでも再開に至らないまでも竣工止めになれば、開放したいなというようなことで説明はしたと思います。だから、そうなった場合にそうなければいいよねというような言い方だったと思うのですけれども。

(高間委員長)

はい、分かりました。

ほかにはよろしいですか。今の答弁でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではほかにはないようですので、これで教育課を終わります。

【建設課】

(高間委員長)

次に、建設課より報告を受けて参ります。

押野見建設課長。

(建設課長)

お疲れさまでございます。

(高間委員長)

お疲れさまです。

(建設課長)

建設課からは、2点についてご報告申し上げます。

まず、1点目、夕張市役所庁舎整備に係わる基本計画策定期間の延長についてでございます。

昨年、令和5年11月に夕張市庁舎整備基本構想を策定したところでございます。それと、同時並行で計画の策定に向けて事業を進めて参りましたが、令和5年度中、今年度中に計画を策定する予定でございましたが、記載してあるとおり、まず、①としては札幌駅前再開発及びラピダス建設等に伴って道内における建設事業者及び技術者の確保が困難になっている状況。

それに加えて、皆さんご存じのとおり、北広島の北海道ボールパーク F ビレッジへの北海道医療大学の移転、それと併せて、同じく北広島への新駅の建設等々もありまして、非常に人材の確保と業者の確保が今、非常に厳しい状況であるということ。

二つ目として、昨今の収束の見えない物価高騰に伴って庁舎機能を含め、庁舎建設事業費の再検討が必要であるというふうに判断したところでございます。

こちらについても、これまでも建設事業者の確保ですとか、物価高騰について考慮しながら検討を進めて参りましたが、想定以上の物価高騰、労務単価の上昇等になっていることから、このまま安易に進むと後々多大な影響が出てくる可能性が見込めることから、改めて時間をかけて検討することとしたところでございます。

3番目に、2番でお話ししました建設事業費の再検討に伴って後年次における夕張市の財政負担への影響を再検討する必要があると。令和11年度で財政再生団体を脱却する予定ではございますが、期間中もそうですけれども、脱却後も市の財政に大きな負担を強いることはできないということも踏まえて、再度十分に検討する必要があるというふうに判断したところでございます。

それに伴って、計画策定期間を延長したいというところでございます。

次に、2点目、夕張市営住宅および夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてでございます。

資料1-1をご覧ください。

今回の改正は、令和5年度中の除却に伴って管理戸数を整理した上で、

市営住宅条例及び賃貸住宅条例「別表」の改正を行うものでございます。

資料 1-1 の 2 番目に記載してありますとおり、改良住宅で 2 棟 36 戸、賃貸住宅で 3 棟 10 戸、合わせて 5 棟 46 戸を解体し、減させるものでございます。

その下に記載しておりますが、地区別でいきますと、清水沢清陵町で 4 棟 44 戸、若菜で 1 棟 2 戸、計 5 棟 46 戸ということになってございます。

資料 1 と 2 と資料 1-3 につきましては、それぞれ条例改正に伴う新旧対照表を記載しておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

説明は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

櫻井委員。

(櫻井委員)

庁舎の整備に係る延長ということなのですが、このぐらいの目途だとかということも今は決められない状況なのでしょうか。

(高間委員長)

押野見課長。

(建設課長)

それは計画の策定期間ということで。

(櫻井委員)

そうですね、はい。

(建設課長)

計画の策定期間については、令和 6 年度中を目途にしたいと。あまり遅くすることも好ましくないということから、令和 6 年度中には何とか整理したいというふうには考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、以上をもちまして建設課を終わります。

【市民課】

(高間委員長)

次に、市民課より報告を受けて参ります。

外崎市民課長。

(市民課長)

それでは、市民課のほうからは条例改正が2件、指定管理者の指定について1件、計3件、報告をいたします。

まず、資料1をご覧ください。

資料1は、手数料条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、戸籍法の一部改正によりまして、本籍地以外の市区町村において戸籍証明書等の交付、あるいは戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に関する規定が設けられたところでございます。これに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、こちらの政令で定められております手数料を徴収する事務及び金額、こちらが改められますことから、所要の条例改正を行うものでございます。

2番、主な改正内容でございますが、まず一つ目、戸籍証明書等の広域交付でございます。こちらにつきましては、これまで本籍地の市区町村でのみ交付が可能であった戸籍証明書等につきまして、本籍地以外の市区町村でも交付が可能となる、いわゆる広域交付が可能となるというものでございます。手数料の金額につきましては、現在、夕張市に戸籍がある人に対して発行している戸籍証明書と同じ額になってございまして、戸籍に関する広域交付が450円、除籍に関しては750円になってございます。

続きまして、2点目、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行でございます。こちらなのですけれども、平たく言うと、戸籍を電子データで提供するためのパスワードの発行というふうに考えていただければというふうに思います。このパスワードの発行する業務が新たに戸籍法に加えられたということで条例を改正するものでございます。

このパスワードを発行することで、行政機関からこれまで紙媒体での提出が求められている戸籍証明書等につきまして、電子的な証明情報、いわゆる電子証明書ですね、こちらで提供することが可能となるものでございまして、パスワードを行政機関に提出することで、これまで紙で出していた戸籍証明書等の提出に変えることができるというものでございます。

例えて言うと、パスポートの発行なんかですと、戸籍をつけて申請しなければならないのですけれども、パスワードの発行で変えられるということになると、申請者側にとっては今まで紙で提出していたものをパスワードに変えられるので、オンラインで手続きができるようになってく

ると。受け取った行政機関側は、そのパスワードを用いて戸籍を管理しております法務省のシステムにアクセスして、電子証明書の提供を受けるというような流れになります。

ただ、どのような手続で、このパスワード等によって手続ができるようにするというのはまだ検討中のようでして、今、パスポートの例もお話ししましたが、法務省のホームページでもこういう例を考えていますというような記載にまだなっておりますので、どのような手続でこれが活用できるかというのはこれから示されてくるのかなというところでございます。

金額につきましては、戸籍に関するパスワードの発行手数料が 400 円、除籍に関しては 700 円になってございます。

条例の施行については令和 6 年 3 月 1 日。

新旧対照表については 1 ページから 2 ページにわたって添付してございます。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

資料 2 は、国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

まず、改正理由でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険法施行令が改正されたこと、それと、国民健康保険料の保険料率を改めるためということで、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてですが、こちらに (1) から (3) まで示しております。そのうち (1) と (2)、こちらにつきましては国民健康保険法施行令が改正されたことに伴うものでございまして、一つ目は後期高齢者支援金等賦課限度額、二つ目が軽減判定所得、こちらが改正されたことに伴いまして、それに準じて本市の国民健康保険条例を改正するものでございます。

それから、(3) 国民健康保険料率の改正についてでございます。保険料率につきましては、北海道が目指す保険料水準の統一、それと保険料の完全統一に向けて夕張市としてもその足並みをそろえていくということで、令和 4 年度から段階的に保険料率を引き戻す方針としてございます。その方針に基づきまして、令和 6 年度の保険料率についても改めることから、条例の一部を改正するものでございます。

保険料率現行と改正後につきましては、その次のページに、裏のほうに示してございます。

条例の施行日については令和 6 年 4 月 1 日。

今ご説明しました 3 点の改正を含めた新旧対照表については、次のページから 3 ページにわたって添付してございます。

続きまして、資料 3 をご覧ください。

資料 3 は、指定管理者の指定についてでございます。

ゆうばりはまなす会館につきましては、令和 6 年 3 月 31 日で指定管理の期間が満了しますことから、引き続き、ゆうばりはまなす会館の指定管理者を指定しようとするものでございます。

1 の指定管理者を指定しようとする施設については、今お話ししましたとおり、ゆうばりはまなす会館でございます。

指定管理者の候補者についてですが、現在の指定管理者につきましては、施設の設置目的に合致した事業を実施している法人でございまして、また今後も引き続き管理を行う意思を確認しておりますことから、現在の指定管理者、下に記載しております一般社団法人らぷらす、こちらを指定管理者の候補者に指定しようとするものでございます。

指定管理者の候補者の選定方法になりますが、こちらにつきましては、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、また同条例の施行規則において、施設の設置目的及び利用者の立場から見て同一の指定管理者による継続的な管理が望ましいと判断できる場合、こちらに該当すると考えますことから、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うものでございます。

資料の順番とちょっと異なるのですが、5 番、指定管理者の指定についてでございます。こちらですが、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うために、規則に基づきまして「ゆうばりはまなす会館指定管理者選定委員会」、こちらを設置します。その委員会での選定結果に基づきまして、この後の定例市議会において指定管理者の候補者を指定管理者として指定することについて、市議会のほうにお諮りするという流れになってございます。

順番が逆になりますが、指定管理期間につきましては令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とする予定でございます。

市民課からの報告案件の説明については以上でございます。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで市民課を終わります。お疲れさまでした。

【保健福祉課】

(高間委員長)

それでは、次に保健福祉課より報告を受けて参ります。

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

お疲れさまです。

(高間委員長)

お疲れさまです。

(保健福祉課長)

保健福祉課からは、3 計画の制定と一つの条例改正ということで報告をさせていただきます。

まず、資料 1 をお開きください。夕張市健康増進計画 健康ゆうばり 21 第 2 次概要版ということで、こちらのほうで説明をさせていただきます。

計画の趣旨としては、国の健康日本 21 第三次を踏まえ、市民の健康寿命の延伸を目指して改定するものであります。計画の期間は令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間の長期にわたります。

夕張市の健康寿命ですけれども、まず、本市の定義についてご説明いたします。健康寿命、平均自立期間でありますけれども、KDB システム、国保データシステムにより、健康上の問題で日常生活が制限なく生活できる期間と。ここでは要介護 2 未満の期間を指しております。平均自立期間は平均余命から不健康期間、要介護 2 以上を引いたものが平均自立期間という定義にしております。

本市の分析でありますけれども、男性は健康寿命 76.7 歳に対し、国は 80.1 歳で 3.4 年短いということです。平均余命、不健康期間とも国を下回っているという形になります。

課題としては、平均余命、平均自立期間が短い、短命という形、それと死亡割合はやはり男性のほうが多いということ、それと男性のがんによる死亡率が女性の 1.5 倍ということでもあります。

女性につきましては、健康寿命は 82.9 歳、国の 84.4 歳ということで 1.5 歳短い形になっております。ただし、不健康期間が 4.1 年と長いことから、不健康期間が長い、要は介護にかかる確率が高いということが課題となっております。要介護 2 以上の人数は女性が男性の 2.3 倍ということで、サービスを受けている数も女性が圧倒的に多いという形になっております。

今回、第 2 次ということで、第 1 次は平成 27 年 12 月から策定しておりますけれども、その中で大項目 3 つ、指標数 34 のうち目標が達成したものが 17 ということで 50% の達成率という評価をしております。

第 1 次の評価が明らかになった健康課題ということで、がん、高血圧、肥

満、高血糖、それから飲酒、運動、動く、外出などの不活発だとか、心の問題ということがそれぞれ増えているというところであります。

第2次計画の体系としては、基本理念として、健康寿命の延伸を目指し、生涯をつうじて、健やかで心豊かに住み続けられるまちを実現するという基本理念の下、4つの大項目、13の目標を立てております。

裏面をご覧ください。第2次計画の主な内容（目標と主な取り組み）ということですが、目標、それと真ん中が第1次から継続して行うもの、そして、右側が第2次の計画から行うものということで、主なものとしてピロリ菌検査だとか、子宮がん検査、それと前立腺がん検査を今回の新年度予算のほうに載せております。これは、先ほど言ったがんで男性が亡くなる割合が高いというところと、女性が子宮がんでの死亡が多いというところもありまして、検査項目を増やそうということで計上しております。

資料1のほうは以上であります。

次、資料2になります。夕張市第9期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（概要版）をご覧ください。この計画につきましては、今、高齢者の生活に不可欠な介護保険制度、こちらの維持と地域で住み続けられるまちということで計画を立てるものであります。

計画期間は、3年に一度とすることですので、令和6年から令和8年までの3年間というふうになります。

第8期の振り返りということで、夕張市の現状、高齢者を取り巻く現状を見ますと、高齢化率、それと介護認定率、それと高齢者独居の世帯割合、それと受給率と、どれもが全道、全国を上回っているのが本市であります。当然それによって介護費用の増加ということは避けられないという状況になっております。

基本理念としては、フレイル、虚弱状態の予防と健康寿命の延伸という目標を掲げ、基本目標、それと保険の推進等を予定しております。

裏面をご覧ください。裏面につきましては、先ほど言いました本市の取り巻く状況ということで、高齢者……

（高間委員長）

課長、すみません。ページをちょっと言っただけですか、概要版。

（保健福祉課長）

概要版、ごめんなさい。概要版です。一番上に載っていませんか。

（高間委員長）

皆さん、分かりますか。

（保健福祉課長）

大丈夫ですか。資料2と書かれている部分です。

(高間委員長)

資料 2。

〔「資料 1 がページがばっと打ってあって、80 だか 90 ページだかにあるのです。その終わりの部分……。」と呼ぶ者あり。〕

(保健福祉課長)

すみません。本文が長いものですから。

〔「冊子の中に入っているから。」と呼ぶ者あり。〕

(保健福祉課長)

そうなのです。もう一連で本文が長いものですから、申し訳ないです。

(高間委員長)

分かりますか、皆さん。

(保健福祉課長)

大丈夫ですか。

(高間委員長)

ページがないからちょっと言いようがない。こういうようなところ。

〔「計画の表紙の 1 枚、2 枚前に。」と呼ぶ者あり。〕

(保健福祉課長)

本文自体にページが入っているので、ページの打ちようがなかったのです。

(高間委員長)

すみません。

(保健福祉課長)

ここまでの内容はよろしい、大丈夫ですか。すみません。

そうしたら、概要版の裏面をご覧ください。裏面には先ほど説明いたしました高齢者を取り巻く環境ということと、地域密着、本市におけるサービス、それと全道との比較が掲載されております。

一番重要なのは、介護保険料の設定であります。これも必ず見直しをかけるというもので、8 期のときには月当たり 7,875 円です、基準額ですけれども。第 9 期は保険料基準額 6,943 円を予定しております。これにつきましては、今、準備基金として今まで積み上げてきた基金が実質で 1 億 4,000 万円ほどあるということで、3 年間で 4,000 万円を取り崩して充当し、この 6,943 円という金額にしたというところであります。

介護保険事業計画については以上であります。

次、またずっとめくっていただいて、資料 3 です。

(高間委員長)

ごめんなさい。資料編ではなく。

(保健福祉課長)

すみません、70 ページ以上あるので。

(高間委員長)

ありましたか、皆さん。

(保健福祉課長)

資料 3 ページのほう、大丈夫でしょうか。

(高間委員長)

資料 3、ページがないのがちょっと、何と説明したらいいのか。

(保健福祉課長)

大丈夫でしょうか。

(高間委員長)

皆さん、いいですか。横の方とちょっと連携を取って、ページがないから、自殺対策計画という 5、6 ページ前。

ありましたか。大体いいようです。

(保健福祉課長)

大丈夫ですか。すみません。

それでは、資料 3 です。夕張市介護保険条例の一部改正についてであります。これにつきましては、先ほど説明した事業計画の保険料の変更に伴い一部を改正するものであります。

主な内容としては、65 歳以上の保険料について収入に応じた保険料を設定するというものであります。国の方針といたしまして、より適正にすること、従来 9 段階に分かれていた保険料徴収階層を 13 段階に改正し、先ほどの保険料に合わせ、各階級に保険料を設定するという改正になります。

資料 3 については以上であります。

続きまして、その 2 ページ後の夕張市自殺対策計画（第 2 期）の概要版をご覧ください。こちらにつきましては、当然自殺に追い込まれるという方々を救うということで、市町村に定められた義務づけの計画であります。

最初に、2 枚目の第 2 章、夕張市における自殺対策と現状ということで、現況のほうをご覧ください。平成 19 年までは本市の自殺数は 0～3 人程度と比較的自殺者数が少ない市でありましたが、それ以降、財政再建団体だとかコロナ禍、コロナの拡大等、いろいろと経済状況、それと不安や生活困窮、孤立などの影響が大きく、本市で自殺がちょっと増えているという状況になっております。

本市の平均自殺率は全道の約 2.2 倍、全国の 2.5 倍となっております。本市の死亡率、数は上記のグラフとおりですけれども、0 の年もありますけれども、ここ最近増えているというところであります。

1 ページの左側をご覧ください。計画の数値目標ということで、平成 23

年から平成 27 年を基準として、5 年平均で 29.2、これは 10 万人に対してどの程度自殺割合があるかというところで、これでいくと、本市のような人口の少ないところは結構一人でもかなり影響が出るというところではあります。平成 29 年から令和 3 年で 40.1 と、これは先ほど説明したように高い数値になっているということで、令和 6 年から令和 10 年の 5 年間計画の中で、これを 30% 減少させようというものであります。自殺者数についても同じであります。

右側の第 3 章、夕張市の自殺対策の推進をご覧ください。基本方針として、5 つ挙げております。生きることの包括支援を推進するというような 5 項目について取組を進めていこうというふうに考えております。

最後の裏面をご覧ください。推進体系としましては、誰もが自殺に追い込まれることのない夕張という目標を掲げ、基本項目、重点項目ということで生きる支援の関連施策をひもづけしていくという形を取ろうというふうに考えております。

ここの中で特に重要なところが、取り組むべき事項の重点項目で、①無職・失業、それと生活困窮者、勤務・経営に対する支援ということで、この計画の第 1 期の段階では中年女性、高齢者女性の自殺が多かったと。これは健康問題に関して自殺がその年代で女性ということで増えているのではないかという分析がありました。今回は、先ほど言ったような社会環境の状況から、経済的問題だとか、そういう部分が係ってくるということで、この 40 代、50 代の男性の自殺が増えているというところで、ここら辺に力を入れていく必要があるということであります。

そして、生きる支援の関連施策ということで、結局は相談を受けるということが一番重要ということで、全庁的にもですね、この間、係を全部集めまして、市のやっていることについては、自殺に絡むものが必ず出てくるということの説明で、この計画の説明と内容について各係に説明しておりますので、例えば滞納だとか健康問題だとか、いろいろやはり市のやっている施策に対して関連して自殺が分かってくるという部分もありますので、各庁内、それと関係機関と連携しながら自殺対策を今後もやっていきたいというふうに考えております。

保健福祉課からは以上であります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

徳谷委員。

(徳谷委員)

一番最初のページのところで、男性の悪性新生物による死亡数が女性の

1.5 倍とあるのですけれども、資料 1 です。これは何か男性の死亡率が高いのは夕張特有なのか、それともたまたまそういう数字になっているのか、ちょっと分かれば教えてもらいたいです。

(高間委員長)

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

がんについては全国的にやはり 1 位なのです。夕張固有ということではないですけれども、やはり傾向としては夕張市も同じようにがんが死亡率が高いということを示しています。

(高間委員長)

よろしいですか。

(徳谷委員)

ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかにございますか。

櫻井委員。

(櫻井委員)

今の資料の 1 の裏なのですけれども、ちょっと細かいのですが、生活習慣の改善というところの第 2 次からの追加検討という部分で、食習慣把握のための市民アンケートの検討とあるのですが、こちらは何か大体対象者はどのような方とか、全員にするのかというのはまだ決まっていないのでしょうか。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

まだちょっと細部は詰めていないので、今後検討したいというふうに考えております。

(櫻井委員)

分かりました。ありがとうございます。

(高間委員長)

ほかにありますか。

千葉委員。

(千葉委員)

介護保険条例の一部改正の件なのですけれども、先ほどありました、8 期で保険料を 1,639 円値上げして 7,875 円として、これ、全道的に見ても一番高いほうかなという感じがするのですよね。

それとあわせて 2,000 円も高いということで、上げたのですけれども、令

和 3 年度の介護保険料の保険会計の決算で見ると 4,686 万円、令和 4 年度決算で 9,737 万円の剰余金が出たために、それを全部準備基金のほうに積み立てたと思うのですけれども、先ほど準備基金 1 億 3,000 万円と言っていたと思うのですけれども、これはいつ現在の 1 億 3,000 万円、今現在ですか。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

今現在です。

(千葉委員)

そうなのですか。

(保健福祉課長)

はい。

(千葉委員)

私、記憶で 2 億 3,000 万円ぐらいあるかなと思うのですけれども。

(高間委員長)

課長。

(保健福祉課長)

金額的には 2 億円以上あるのですが、来年度、これ、国庫から出る補助金等の余剰分が入っているのです。来年度またそれを 9,000 万円弱ぐらい返還がありますので、実質使える部分が 1 億 4,000 万円程度ということであります。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

分かりました。

それで、介護準備基金についてですけれども、介護保険事業の運営を円滑に行うために設置された基金だと思うのですけれども、この介護準備基金の基本的な考えはありますか。保険料を安くするために取り崩すほかに使用する目的とかありますか。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

基本的に、先ほど千葉委員がおっしゃったとおり、円滑に進めるということで、一番は運営をスムーズに行う、要は不足分を発生させないという部分が一番大きいです。実は、今まででこの前の 8 期の部分では 8,000 万円ほど借入金があったというところなので、今現在としては運営をうまく行うため

の準備基金として積んであります。

今後、新規の何か事業を行うときには、それに充当するということもありまされども、それは全体の経費の中で行うという形になりますので、今回は、準備基金は一定程度積まされているという形なので、保険料に対して充当するという事で考えております。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

分かりますけれども、今回ですね、準備基金のほうから、1億3,000万円ある基金のほうから4,000万円を取り崩して保険料を下げる予定になっていますけれども、この保険料は9期で6,943円なのですからけれども、8期から比べて932円しか減になっていないと。それで全道平均8期で5,693円なのですからけれども、それよりもまだ高いと。

これも全道的に全道一かなとは思いますが、この1億3,000万円あるうちの取崩し4,000万円を取り崩す根拠、4,000万円という根拠は、どのようなあれで4,000万円になったのかどうなのか、教えていただきたいのですけれども。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

千葉委員のご質問にお答えいたします。

今回一定程度準備基金として積まされた1億4,000万円程度積まされているという部分で、運営的には今のところ大丈夫かなというふうに考えています。今までの8,000万円程度借入れしたという、そういう経過も踏まえて、一定程度市民に還元しなければならないだろうというところで、1億円はやはり残しておかないと、今後の運営でサービス供給が増えたりという可能性もありますので、1億円はやはり本市としては残しておきたいというところで、残り4,000万円を今回充当し、月額でいうと4,000円で400円ほど安くなるというところで、4,000万円というところを設定したものであります。

以上です。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

先ほど3年と4年で1億3,000万円ぐらい積んであれなのですからけれども、4,000万円と9,000万円と、令和5年度はまだ決算が出ていないけれども、多分黒字になるのかなという予想はするのであるけれども、そうすると、もっ

と準備基金が増えるのかなということもありますので、今後、今 9 期ですけれども、10 期に向けてお幾らが準備基金として積み立てればいいのかという限度額が夕張市はありませんけれども、なるべく保険者のほうに還元できるようにご検討を願えればありがたいですので、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

令和 5 年度はこれから決算が出るのですがけれども、一定程度黒字の部分が発生すると思っています。

ただ、10 期については、今回 400 円ほど下げたとなっていますけれども、これ以上上がる見込み、人口が減る、一定程度右肩上がり、少しずつですけれども、やはり高齢化率が上がるということを考えると、その状況を見ながらやっていかなければならないという部分では考えております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかに。

荒井委員。

(荒井委員)

39 ページの、施策 2、高齢者福祉サービスの推進なのですがけれども、紅葉園が定員 50 人に対して……。

〔「すいません。何の資料ですか。」と呼ぶ者あり。〕

(高間委員長)

介護保険事業計画の 39 ページですか。

(荒井委員)

そうです。介護保険事業計画の 39 ページです。

(高間委員長)

はい。ですね。

よろしいですか。では、続けてください。

(荒井委員)

すみません。夕張紅葉園の入所状況から始まって、定数が 50 名、もしくは要綱の 18 人という形のデータがあるのですがけれども、サザンクロスさんとかがなくなって、人数的には 44 名の空きが実質という形で、待ちとかそういうような状況とかは実際にどうなのでしょう。高齢者が老人ホームに入りたいという。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

現在、老人ホームのほうについては、50名定員のところで40半ばを前後しているというところであります。入所については、判定会議を行って入れているのですが、それ以上に入院だとか亡くなったりというのがありまして、なかなか今のところ、定員に近づけることが難しいという状況が続いているということは聞いています。

(高間委員長)

荒井委員。

(荒井委員)

今現在、割とちょうどいいという語弊のある言葉かもしれないのですが、けれども、バランス的にはそんなに悪くないという考え方で大丈夫でしょうか。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

紅葉園についてはもう少し入ってほしいという、やはり給付費が当たるにはなるべくやはり定員に近づく形が欲しいというところなのですが、老人ホームという制度自体が、この介護保険が始まってからちょっと特殊な扱いというか、認定して利用するということではなくて、市の判断、判定会議で入れるという形もありまして、なおかつ低所得というところが該当者ということになりますので、なかなかそのニーズが合わない場合があるということでは感じております。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございますか。櫻井委員。

(櫻井委員)

今のところの43ページです。今の紅葉園のことが書いていた2ページ目です。43ページの⑦の移送サービス事業の推進というふうにあるのですが、現在の移送サービスの利用状況がないので、もしありましたら教えていただきたいなと思ったのですが。

(高間委員長)

鈴木課長。

(保健福祉課長)

移送サービスについては、生活福祉課所管でしてちょっと数が手元にないので、後ほどの程度利用があるかということで、件数等が分かればよいということでしょうか。

(櫻井委員)

はい。そうです。

(保健福祉課長)

後ほど生活福祉課のほうにお話ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにはないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【財政課】

(高間委員長)

それでは、次に財政課より報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

お疲れさまでございます。

(高間委員長)

お疲れさまです。

(財政課長)

財政課からは、報告事項が2点ございます。

まず、報告事項1点目、財政再生計画の変更につきまして、資料1-1をご覧ください。

今回の財政再生計画の変更は、令和5年度第5次変更以降に生じた新たな課題に対応するものです。計画変更後の歳入・歳出増減額は、3億6,905万6,000円となります。変更に伴い必要となる財源につきましては、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金等の特定財源を活用して対応するため、再生計画期間の変更はございません。

資料の説明は、先に1の歳出関係で変更のある事業につきまして、関係課ごと順にご説明し、その後、歳入をご説明いたします。

なお、資料記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おき願います。

では、まず最初に、生活福祉課、教育課、消防本部の案件についてご説明いたします。

1 番目、低所得世帯支援補足給付金給付事業。昨今の物価上昇等により、

特に影響を受けている低所得世帯（令和 5 年度市民税均等割のみ課税の世帯）の負担軽減を図るため、対象世帯へ 1 世帯当たり 10 万円を給付するものです。変更額は 2,529 万 4,000 円、財源は全額一般財源です。

2 番目、低所得子育て世帯支援補足給付金給付事業。昨今の物価上昇等により、特に影響を受けている低所得の子育て世帯の負担軽減を図るため、18 歳以下の子ども 1 人に対して 5 万円を給付するものです。変更額は 424 万 8,000 円、財源は全額一般財源です。

3 番目、更生医療給付費の増額。法に規定する身体障がい者への自立支援医療費給付について、当初の見込みから対象者が増加し、更生医療給付費に不足が生じることから、増額するものです。変更額は 1,390 万 2,000 円、財源は国庫支出金が 695 万 1,000 円、道支出金が 347 万 5,000 円、一般財源が 347 万 6,000 円です。

4 番目、国庫支出金過年度還付（子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金）。令和 4 年度に実施しました、低所得のひとり親世帯等の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業に係る国庫支出金の精算に伴い、返還金が生じることから所要の経費を計上するものです。変更額は 270 万 6,000 円、財源は全額一般財源です。

5 番目、石炭博物館エレベーター等修繕。地下エレベーター機械室内の排水ポンプの故障と、浸水により動作不能となったエレベーター等を早期に復旧するため、修繕に係る所要経費を計上するものです。変更額は 371 万 3,000 円、全額幸福の黄色いハンカチ基金繰入金です。

6 番目、消防団員退職報償金。消防団員の退職報償金について、当初見込みより退職者が多いため、予算に不足が生じることから不足額を補正するものです。変更額は 218 万 8,000 円、財源は全額消防団員退職報償金受入金です。

生活福祉課、教育課、消防本部に関する案件は以上であります。

（高間委員長）

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

工藤委員。

（工藤委員）

2 ページの 5 番の項目になりますけれども、石炭博物館のエレベーター等修繕ということで、371 万 3,000 円ということで挙がっているのですが、これにつきましては、昨年 12 月に展示室の浸水とエレベーターが動作不能となったということでされていたのですが、昨年、議会のほうでも秋に視察に行った時点で、もうその時点で 1 台ポンプが故障しているのだというお話の説明がされていたのですが、それをそのまま放置した

結果として、12月にこういうエレベーターが動作不能になるというような事案になったというようなことで理解してよろしいでしょうか。

(高間委員長)

教育課長。

(教育課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

今回の不具合が生じたポンプにつきましては、別の場所のポンプになります。

(高間委員長)

よろしいですか。

工藤委員。

(工藤委員)

それでは、これは別の場所ということであれば、我々が視察に行ったときに説明を受けていたポンプについては、その後、修繕等改修されているというような理解なのでしょうか。

(高間委員長)

堀課長。

(教育課長)

その後、見学いただいた際のご指摘の部分につきましては、現在、指定管理側の職員が毎日見回りをしている場所ですので、目視しながらということになっています。修繕の対応については、まだやっていないふうに報告を受けているところでございます。

(高間委員長)

工藤委員。

(工藤委員)

目視しながらということで、指定管理者のほうで確認をされているのでしょうかけれども、いずれにしても、またもし万が一のことがあると大変なことになりますし、本当に動かなくなってから修繕だとか、交換だとかということになると、また大きな多額の費用負担が生じる懸念もあるので、その辺のところは早急に、早めの段階で手を打っていただけるよう、お願いをさせていただきたいと思っておりますけれども。

(高間委員長)

よろしいですか、課長。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

財政課長。

(財政課長)

それでは、次に、地域振興課、市民課、土木課に関する案件をご説明いたします。

7 番目、幸福の黄色いハンカチ基金積立金。まちづくり寄附条例に基づく寄附が当初見込みを上回っていることから、当該額を基金に積み立てる経費を計上するものです。変更額は 2 億 3,455 万 3,000 円、財源は全額夕張まちづくり寄附金です。

8 番目、市外デマンド予約システム改修。9 月に予算措置しました市外デマンドバス予約受付のためのシステム改修について、代替の方法での対応が可能となったことから、減額計上するものです。変更額は 267 万 6,000 円の減額、財源は全額一般財源です。

9 番目、施設園芸生産基盤緊急支援。高温障害による夕張メロン等の品質低下や収量減少へのリスクを踏まえ、パイプハウスへの暑熱軽減効果のある被覆資材を導入するメロン生産者等を支援するため、必要な経費を計上するものです。変更額は 258 万 2,000 円、財源は全額道支出金です。

10 番目、住民基本台帳システム改修。戸籍法の見直しを踏まえ、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等の対応に必要な住民基本台帳システムの改修に係る所要経費を計上するものです。変更額は 682 万 8,000 円。財源は全額国庫支出金です。

11 番目、戸籍システム改修。戸籍法の見直しを踏まえ、戸籍の振り仮名追加に対応するための戸籍システム改修に係る所要経費を計上するものです。変更額は 532 万 4,000 円、財源は国庫支出金が 503 万 8,000 円、一般財源が 28 万 6,000 円です。

12 番目、市道除雪経費。市道除雪に係る燃料費の高騰や労務単価の上昇に対応するほか、老朽化著しい除雪車両の修繕に係る所要経費を計上するものです。変更額は 2,404 万 8,000 円、財源は全額一般財源です。

地域振興課、市民課、土木課に関する案件は以上であります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

工藤委員。

(工藤委員)

2 ページ、7 番の幸福の黄色いハンカチ基金の積立金ということで、まちづくり寄附条例に基づく寄附が当初見込みを上回ったということになっておりますけれども、大体おおよそで結構ですけれども、件数について教えていただきたいと思います。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

工藤委員のご質問にお答えいたします。

今、すみません、手元に資料がございません。件数については把握しておりません。

(高間委員長)

工藤委員、よろしいですか。

工藤委員。

(工藤委員)

後日で結構ですので、その辺の数字を教えてくださいたいと思います。

(地域振興課長)

はい。

(高間委員長)

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

それでは、続けて報告を受けて参ります。

板垣財政課長。

(財政課長)

それでは、次に総務企画課、保健福祉課、財政課に関する案件をご説明いたします。

13 番目、令和 5 年度退職手当。令和 5 年度内に自己都合等の予見できない事由により、退職する 2 名の職員に支給する退職手当について、所要経費を計上するものです。変更額は 2,281 万円、財源は全額一般財源です。

14 番目、健康管理システム改修。予防接種法に基づき定期接種化されたワクチンについて、マイナンバー情報と連携した副本登録に係るシステム改修が必要となるため、所要の経費を計上するものです。変更額は 33 万円、財源は国庫支出金が 22 万円、一般財源が 11 万円です。

15 番目、新型コロナウイルスワクチン接種。継続したワクチン接種に係る体制確保を図るため、システム改修等に係る必要な経費を計上するもので

す。変更額は 154 万 8,000 円、財源は全額国庫支出金です。

16 番目、減債基金積立金。国の補正予算において、「臨時財政対策債償還基金費」として普通交付税が措置されたことから、当該額を減債基金に積み立てる経費を計上するものです。変更額は 1,841 万 1,000 円、財源は全額一般財源です。

17 番目、介護保険事業会計繰出金。令和 6 年 4 月からの介護保険制度改正に合わせ、令和 5 年度中に対応プログラムの適用に係るシステム改修をするため、一般会計からの繰出金を増額するものです。変更額は 193 万 8,000 円、財源は全額一般財源です。

18 番目、水道事業会計繰出。水道事業会計への繰出金のうち、上水道の高料金対策に要する経費が算定式の改定により増額となるため、一般会計からの繰出金を増額するものです。変更額は 130 万 9,000 円、財源は全額一般財源です。

次に、19 番目から 41 番目までの 23 件につきましては、既に予算計上済の事業につきまして、財源の振替を行うものでありますので、資料のご確認をお願いいたします。

これらの財源振替につきましては、本年度予算の 23 件の事業につきまして、様々な特定財源の確保を行った結果、充当特定財源として国道支出金が 438 万 4,000 円の増、地方債が 9,230 万円の増、寄附金が 348 万 3,000 円の増額となり、一方、自主財源であります幸福の黄色いハンカチ基金繰入金は 5,356 万 1,000 円の減額、一般財源は 4,660 万 6,000 円の減額となり、自主財源については合計で 1 億 16 万 7,000 円の削減が図られたところであります。

総務企画課、保健福祉課、財政課の案件は以上です。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、今の報告に対する質疑を終わります。

財政課長、続けて。

(財政課長)

それでは、続きまして、歳入についてご説明いたします。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。主なものについてのみ、ご説明申し上げます。

資料 1 番目、普通交付税です。令和 5 年度の国の補正予算により、普通交付税の再算定が行われまして、交付税の追加交付があったことから、計上するものです。変更額は 4,809 万 8,000 円です。

次に、5 番目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰対応のため、本年度実施しております各種事業の財源として、国から交付されるものです。変更額は 1 億 497 万 9,000 円です。

次に、6 番目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。低所得世帯及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援のための事業の財源として、国から交付されるものです。変更額は 1 億 8,843 万 9,000 円です。

次に、15 番目、まち・ひと・しごと創生寄附金です。本市が実施しております夕張高校魅力化事業、それから農業振興対策連携事業に対して企業 2 社から寄附の申出があり、寄附の増額が見込めることから、計上するものがあります。変更額は 348 万 3,000 円です。

次に、16 番目、財政調整基金繰入金です。こちらは今回の補正に要する一般財源額を繰り入れるとともに、これまでの補正予算では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付総額が決まっていなかったことから、これらの関連事業を予算化するに当たっては、財政調整基金を繰り入れて一般財源で対応し、予算化してきたところではありますが、今回、これらの臨時交付金の総額のめどが立ったことから、臨時交付金相当額の繰入金の減額を行うほか、先ほど歳出の財源振替案件でもご説明しましたとおり、国道支出金、企業版ふるさと納税や地方債などの特定財源の確保が見込めることとなった結果、財政調整基金繰入金を減額するものであります。変更額は 2 億 8,631 万 2,000 円の減額となります。

資料 1-2 につきましては、令和 5 年度第 6 次変更及び令和 6 年度第 1 次計画変更の概要を、資料 1-3 につきましては、令和 6 年度第 1 次変更で新たに計上された事業などを一覧として記載しておりますので、ご確認願います。

報告事項 1 点目、財政再生計画の変更については以上であります。

次に、報告事項の 2 点目、令和 5 年度補正予算についてであります。資料 2 をご覧ください

1 ページ目には、繰越明許費補正について記載しております。12 月補正で計上しました低所得世帯支援給付金給付事業、それから 3 月補正で計上いたします資料に記載の事業につきましては、年度内に事業が完了しないことから、次年度に繰越しをするものであります。

2 ページ目は、地方債の補正について記載しております。地方債の限度額

につきまして、過疎対策事業債については増額、模擬坑道復旧については減額補正をしようとするものであります。

3 ページ目は、一般会計の補正額の款別総括であります。補正総額は 3 億 6,905 万 6,000 円、補正後の予算総額は 124 億 3,156 万 5,000 円となります。

4 ページ目から 7 ページ目までは、一般会計におきます事項別明細の補正について記載しておりますが、先ほど資料 1-1 でご説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

8 ページ目、こちらは介護保険事業会計の補正です。介護保険システムの改修に係る経費について補正するものであります。補正額は 273 万 8,000 円で、補正後の予算総額は 18 億 7,517 万 3,000 円となります。

一般会計と特別会計の補正予算については以上であります。

水道事業会計につきましては、上下水道課長よりご説明いたします。

(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

水道事業会計補正予算について、補正予算調書により説明いたします。

今回の補正は、年度末までの執行見込みによる補正であります。

水道事業会計補正予算調書 1 ページ、収益的収入及び支出の補正について説明いたします。

水道事業収益につきましては、営業収益について実行見込みにより増額補正しようとするものであります。

次に、水道事業費の補正であります。営業費用について、委託料及び印刷製本費を実行見込みにより減額補正するとともに、営業外費用について消費税及び地方消費税を増額補正しようとするものであります。

この結果、収益的収入及び支出の補正後の差引額は 1,199 万 4,000 円の減額となるものであります。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。よろしいですか。

徳谷委員。

(徳谷委員)

歳入のほうなのですけれども、寄附をしてくれた二つの事業者は、どこの会社か公表はしてもらったりできるのですか。

(高間委員長)

板垣財政課長。

(財政課長)

企業側のご意向を確認をしていないものですから、この場での公表は差し控えさせていただきたいと思います。

(徳谷委員)

分かりました。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで財政課を終わります。

【総務企画課】

(高間委員長)

それでは、次に、総務企画課より、報告を受けて参ります。

芝木総務企画課長。

(総務企画課長)

お疲れさまです。

(高間委員長)

お疲れさまです。

(総務企画課長)

説明の前に、資料の訂正とおわびを申し上げます。行政常任委員会報告事項のうちの総務企画課の資料、それから資料を総括した全体の鑑におきまして、総務課となっております。本来であれば、総務企画課ですので、こちらのほうをご訂正お願いいたします。

(高間委員長)

はい、分かりました。総務企画課。

(総務企画課長)

それでは、改めまして総務企画課から報告事項 1 点目、夕張市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

資料 1 をお開きください。

改正の趣旨といたしましては、3 点ございます。

1 点目、まず皆さんご承知のとおり、夏、冬のボーナスというのは、いわゆる期末手当と勤勉手当の 2 種類がございます。地方自治法の改正により、

これまで会計年度任用職員においては、勤勉手当の支給ができませんでした
が、地方自治法が改正されたことにより、勤勉手当の支給は可能となりました。
このことから、この支給に関して必要な文言の修正と条文の追加を行っ
ております。

2 点目は、人事院勧告に基づき給料表の改定を行っております。

3 点目は、この会計年度任用職員の勤勉手当が支給可能になったことに伴
って、夕張市職員の育児休業等に関する条例、こちらのほうの文言修正が必
要になったことから、今回、この会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部改正において、改正を行うものでございます。

改正条例の施行日は令和 6 年 4 月 1 日。新旧対照表に関しましては、資料
にお示ししたとおりとなっております。

説明は以上です。

(高間委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで総務企画課を終わります。お疲れさ
までした。

【閉会】

(高間委員長)

以上で本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任
委員会を閉じます。

お疲れさまでした。

午後 2 時 58 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長

高 間 澄 子
